

# 取得可能な学士の学位

<北里大学学則（抜粋）>

（卒業の要件及び学士の学位）

第 27 条 本大学の薬学部生命創薬科学科、獣医学部動物資源科学科・生物環境科学科、海洋生命科学部、看護学部、理学部、医療衛生学部にて 4 年（編入学、転入学、再入学の場合は在学すべき年数。以下同じ。）以上在学し、若しくは薬学部薬学科、獣医学部獣医学科にて 6 年以上在学し、別表 2 に定める単位を修得した者、又は医学部に 6 年以上在学し、別表 2 に定める単位を修得し、総合試験、卒業時 OSCE に合格した者は卒業とし、次の学士の学位を授与する。

薬学部	薬学科	学士（薬学）
	生命創薬科学科	学士（薬科学）
獣医学部	獣医学科	学士（獣医学）
	動物資源科学科	学士（農学）
	生物環境科学科	学士（農学）
医学部	医学科	学士（医学）
海洋生命科学部	海洋生命科学科	学士（水産学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）
理学部	物理学科	学士（理学）
	化学科	学士（理学）
	生物科学科	学士（理学）
医療衛生学部	健康科学科	学士（保健衛生学）
	医療検査学科	学士（医療検査学）
	医療工学科	
	臨床工学専攻	学士（臨床工学）
	診療放射線技術科学専攻	学士（診療放射線技術科学）
	リハビリテーション学科	
	理学療法学専攻	学士（理学療法学）
	作業療法学専攻	学士（作業療法学）
	言語聴覚療法学専攻	学士（言語聴覚療法学）
	視覚機能療法学専攻	学士（視覚機能療法学）